

附属機関等の概要
(1面)

1 名 称	県立美術館協議会	
2 区 分	☒ 附属機関(地方自治法第138条の4第3項に基づくもの) ☐ 私的諮問機関(有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等)	
3 設 置 根 拠	博物館法第23条(県立美術館条例第5条)	
4 設 置 目 的	美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べること。	
5 担 任 事 務 (協 議 事 項)	美術館の運営に関すること。	
6 会議の開催状況 (令和6年度)	① 開催期日 令和6年10月8日(火) ② 主な審議事項 令和5年度事業実施結果及び令和6年度事業について 宮崎県立美術館運営ビジョンに基づく評価について	
7 会議の公開 (傍 聴)	公開(傍聴)の状況	☒ 公開(傍聴可) ☐ 非公開(傍聴不可) 非公開の理由 ☐ 未定
	議事録又は議事概要等の公表	☒ 有り 閲覧場所: 宮崎県立美術館ホームページ 県庁ホームページへの掲載: ☐ 有り ☒ 無し ☐ 無し ☐ 未定
8 所管課(室)名	教育庁 生涯学習課 社会・家庭教育担当 電 話: 内線3317 (直通)0985-26-7245	

9 構成員の名簿

9 構成員の名簿

[illegible]